

上野原市敬老事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内において敬老事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し上野原市補助金等交付規則（平成17年上野原市規則第53号）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「敬老事業」とは、市内各地区（大目地区、甲東地区、大鶴地区、巖地区、島田地区、上野原地区、桐原地区、西原地区及び秋山地区をいう。）において実施する高齢者の長寿を祝うための事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、地区社会福祉協議会とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、75歳以上の者（以下「高齢者」という。）を対象に、多年にわたる地域への貢献に感謝するとともに、地域において高齢者を敬愛し、及び長寿を祝うために実施する事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、別表に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象事業に要する補助対象経費とする。ただし、補助対象事業を実施する月の属する年度の4月1日現在における地区社会福祉協議会の管轄地区に住所を有する高齢者数に1,000円を乗じて得た額を上限とする。

(名簿の貸与等)

第7条 市長は、補助対象事業を実施するため特に必要があると認めるときは、高齢者の名簿を地区社会福祉協議会に貸与することができる

。

2 貸与を受けた地区社会福祉協議会は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 紛失、漏えいのないよう厳重に管理すること。
- (2) 本事業以外の目的で使用しないこと。
- (3) 第三者へ提供してはならないこと。
- (4) 事業終了後においても知り得た情報は漏えいしないこと。
- (5) 事業終了後は速やかに返却すること。

(交付申請)

第8条 地区社会福祉協議会は、補助金の交付を受けようとするときは、上野原市敬老事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第9条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、上野原市敬老事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(事業の変更等)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた地区社会福祉協議会は、補助事業の内容を変更又は中止しようとするときは、上野原市敬老事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第4号）に必要書類を添えて市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、事業内容の軽微な変更であって、補助金の交付決定額の2割以内の額を減額する場合については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による変更申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、上野原市敬老事業補助金変更（中止）承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定を受けた地区社会福祉協議会は、補助対象事業が終

了した日から起算して1月を経過した日又は補助対象事業が終了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、上野原市敬老事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第7号）
- (2) その他市長が必要と認める書類
(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、上野原市敬老事業補助金交付額確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 地区社会福祉協議会は前条の額の確定通知を受けたときは、上野原市敬老事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出を受けたときは、速やかに当該補助金を交付するものとする。

(概算払)

第14条 市長は、補助対象事業を実施するため特に必要があると認めるときは、補助金交付決定額の8割の額を限度として概算払をすることができる。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

2 補助金の概算払を受けるには、上野原市敬老事業補助金概算払請求書（様式第10号）により請求しなければならない。

(交付決定の取り消し及び補助金の返還)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき

。

(2) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、上野原市敬老事業補助金取消通知書（様式第11号）により、通知するものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和8年3月31日までにこの告示の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

(上野原市金婚式・ダイヤモンド婚式祝品支給要綱の廃止)

- 3 上野原市金婚式・ダイヤモンド婚式祝品支給要綱（平成26年上野原市告示第23号）は、廃止する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	内容
報償費	記念品配布対象者への記念品代
旅費	交通費
消耗品費	事務用品代、紙代
食糧費	敬老事業当日の式典内での食事代（酒代を除く。）
印刷製本費	チラシ、プログラム等の印刷製本費
役務費	郵便料金、保険料
使用料	会場使用料、コピー代
原材料費	敬老会当日の食材料費